

お知らせ

暴力団排除条項の改定に伴う当座勘定規定の改定について

当行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年4月1日以降順次各種規定を改定し、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入しております。

今般、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるよう、平成24年5月14日より、当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 実施内容

(1)反社会的勢力の該当要件に次の要件を追加^(※)いたします。

(※) 実質的にはこれまでの規定を明確化するものです。

- ①暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)免責・損害賠償規定を追加いたします。

- ①暴力団排除条項の適用により当該取引先に損害が生じても銀行は免責される。
- ②暴力団排除条項の適用により銀行に損害が生じたときは当該取引先は損害賠償責任を負う。

2. 改定する規定等

当座勘定規定

3. お客様へのお願い

当行では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行ってまいりますので、お客様におかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上



西日本シティ銀行